



平成 26 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 東 海 運 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 壁 谷 泰 雄
 (コード番号：9380 東証第一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 山 崎 隆 平
 経 営 企 画 部 長
 (TEL. 03-6221-2203)

支配株主等に関する事項について

支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

(1) 支配株主等の商号等

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
太平洋セメント株式会社	その他の関係会社	39.07	0.00	39.07	・株式会社東京証券取引所 市場第一部 ・証券会員制法人福岡証券取引所

(2) 支配株主等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と支配株主等との関係

① 支配株主等の企業グループにおける当社の位置づけ、支配株主等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

太平洋セメント株式会社は、主要事業である国内セメント事業・資源事業・環境事業・海外事業について事業部制を導入しており、グループ会社を含め、各事業部において事業価値の最大化を図るとともに、各事業の責任の所在を明確化し、スピーディーな経営の実現を目指しております。

また、太平洋セメント株式会社本社をグループ本社と位置付け、機能別に改編し業務の効率化、スリム化を図っていく方針を採っております。

当社は、太平洋セメントグループ会社に対して物流サービスを提供する会社と位置付けられております。

なお、支配株主等の企業グループにおける人的関係につきましては、役員の兼務はありませんが出向者を受入れており、受け入れ状況につきましては下表のとおりです。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

部 署 名	人数	出向元の親会社等又は そのグループ企業名	出向者受入れ理由
総務人事部	1名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	法務部門強化のため
情報システム部	1名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	情報部門強化のため
営業推進部	1名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	営業部門強化のため
営業企画部	1名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	環境部門強化のため
海運事業部	1名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	海運部門強化のため
東京陸運事業部	2名	その他の関係会社 太平洋セメント株式会社	サービス・ステーション業務充実のため

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在の当社の従業員は 516 名であります。

- ② 支配株主等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット
 当社が事業活動を行う上で、承認事項など支配株主からの制約はありません。支配株主の企業グループは当社の大口かつ安定した取引先となっており、支配株主の企業グループの扱う商品の販売動向は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。新規取引先の開拓、グループ外企業との取引高の拡大等により影響度合いの軽減を図っております。
- ③ 支配株主等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策
 当社が支配株主の企業グループと事業活動を行う上での取引条件は、グループ外企業と同条件で個別協議により決定しております。また、グループ外企業との取引高拡大と新規取引先の開拓を積極的に推進しております。
- ④ 支配株主等からの一定の独立性の確保の状況
 当社は支配株主の企業グループ各社と協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、グループ内において当社と同様に類似の事業を営む会社が存在しております。しかしながら、各社とも事業領域及び輸送品目において当社と相違しているため、一定の独立性が確保されていると考えております。

(3) 支配株主等との取引に関する事項

(平成 26 年 3 月期 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
その他 の関係 会社	太平洋 セメント 株式会社	東京都 港区	86,174	セメントの製 造及び販売業	被所有 直接39.07	—	製品及 び原料 の輸送 等	製品及び 原料の輸 送等	10,882	営業 未収 入金	1,009

(注) 1 上記取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品及び原料の輸送等の料金については、各輸送品目又は輸送形態毎に以下の様に取り決めております。

- (a) セメント専用船による海上輸送料金については、輸送原価を勘案して当社見積料金を提示し、每期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (b) 一般貨物船による海上輸送料金及びセメント関連製品の陸上輸送料金については、各品目毎の輸送運賃を提示し、每期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (c) S S (サービス・ステーション) 作業管理料金については、市場価格、管理原価を勘案して当社見積料金を提示し、每期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

以上